



＝ピュッフェみたび＝

ブログにも少し記載しているのですが、今年は年始からスタッフの体調不良などがあり、事務所はバタバタしながらのスタートでした。2月に入ってもまだ少し尾を引いていましたが、2月11日にはスタッフ全員で3回目の「スイーツピュッフェ」に行くことができました。

今回は、『イチゴ』を使ったスイーツのラインアップでしたが、中でも目の前で絞り出してくれる『イチゴのモンブラン』は人気があり、何度もならぶ人も…。そしてさすがに3回目、みなさん慣れたようで、自分のお腹具合にあったペースで、スイーツだけでなくお料理もたくさん楽しんでいました。

帰りには、大阪城の梅林を散策し、目の保養もバッチリです。

最近はずしづつ春の兆しが見え始めましたが、K氏の“サイズダウンの兆し”は見たのか、見えなかったのか…。「神のみぞ知る」ですね。（川東）

★2023年3月号

1、カスハラは企業の責任を問われます

昨年12月に公表された連合の「カスタマー・ハラスメント(顧客等からの著しい迷惑行為)に関する調査2022」は、18歳～65歳の被雇用者またはフリーランスで、直近3年間に自身もしくは同じ職場の人がカスタマー・ハラスメント(以下カスハラ)を受けたことがある人1,000名に質問をし、その結果をまとめたものです。

それによると、カスハラで一番多いのは「暴言」(55.3%)、次いで「説教など、権威的な態度」(46.7%)だそうです。

◆カスハラは増えている

人手不足によるサービスの変化・低下やコロナ禍を背景に、カスハラが発生件数は増えています。直近5年間では「発生件数が増えた」との回答が36.9%もあったそうです。

カスハラが発生したきっかけとしては、「勘違い」や「嫌がらせ」、「商品・サービスへの不満」もありますが、「制度上の不備」との回答が16.3%あったそうです。「制度上の不備」とは、「不備な制度の放置」でもありますので、会社の責任という面が強いのと思われます。

◆カスハラ放置の影響

どのようなきっかけのカスハラでも、それを放置していると、会社の安全配慮義務違反を問われることにつながります。会社は、従業員の心身の安全を守る必要がありますが、この調査によると、カスハラ対応マニュアルの作成や研修を行っている会

社は半数以下のようなようです。

また、カスハラを放置することにより、従業員のストレスが高まり心身に不調が発生し業務が行えなくなる→満足な対応が行えない会社の状況を見た他の従業員が辞めてしまう→そうした情報が広まり人材の採用ができない、といった悪循環も生まれます。

カスハラが発生した場合の対処を現場任せにせず、会社としてカスハラを容認しない方針を対外的に発表することや、カスハラを放置しないために、「社内規則を整備する」、「マニュアルを整備する」といった対策を、十分に検討して実施する必要があります。

【連合「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20221216.pdf>

★各種保険料率の変更★

★協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は令和5年3月分より変更となります。

詳細は、協会けんぽからの案内をご参照下さい。

★雇用保険料は4月分から引き上げです。

会社負担分:(0.85% → 0.95%)

本人負担分:(0.5% → 0.6%)

給与計算の際には、ご注意ください。

＝季節のコラム＝

3月にはひな祭りやホワイデーがあり、お菓子がつきものですね。お菓子に欠かせないのは砂糖。

「ハチの助けをかりずに葦(アシ)から蜜を作っている」とインド遠征軍司令官が、アレキサンドロス大王に報告したのが紀元前327年。ほかにも中国の古文書などから、砂糖はインドが発祥の地だと考えられており、紀元前2000年ごろには原料のサトウキビが、栽培されていたようです。

日本には、奈良時代に鑑真和尚が薬として黒糖を持ってきたのが最初と言われます。明治時代に大量生産できるようになるまで、つねに貴重品でした。

疲れた頭や体を甘いお菓子でリフレッシュするのは理にかなっていますが、取りすぎには気を付けないといけませんね。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、昨年の実質賃金0.9%減

◆現金給与総額と実質賃金

「厚生労働省の毎月勤労統計調査」によると、令和4年分の現金給与総額(名目賃金)は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に、前年比2.1%増の326,157円となり、1991年以来31年ぶりの伸び幅となりました。しかし、賃金の実質水準を算出する指標となる物価(持ち家の家賃換算分を除く総合指数)が3.0%の上昇となったため、実質賃金は前年比0.9%減少と、2年ぶりのマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5.0%増、賞与を含む特別に支払われた給与は5.1%増と大きく伸びました。

就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど、給与は増加傾向であるが、物価の上昇に賃金が追い付いていない状況」としています。

その他の統計結果は以下のとおり。

◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間は、前年比0.1%増の136.2時間でした。

そのうち所定内労働時間は0.3%減の126.1時間、所定外労働時間は4.6%増の10.1時間となりました。

◆雇用

常用雇用は前年比0.9%増の51,342千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は0.5%増の35,130千人、パートタイマーは1.9%増の16,212千人でした。

詳しくは、こちらをご覧ください。

【厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/22cp/22cp.html>



3、今月のおすすめ本

今月は「株式会社タイムカプセル社」(喜多川泰/ディスカバー・トゥエンティワン)をご紹介します。この本に書かれているタイムカプセル社の仕事は、「10年後の自分に届ける手紙」を、10年間預かった後に届けるというものです。

すんなり届けられればいいのですが、届け先不明になるものもあります。そのような手紙の受取人には様々な人生があり、受け取った時に10年前の自分の思いに触れ、過去の過ちを反省したり、忘れていた思いを気づかされたり、またネガティブに考える自分と向き合ったりして、新たな人生をスタートさせるというものです。

自分の過去や今の置かれた状況に重なることもあり、一気に読み切りました。

もともと涙腺は弱い方ですが、この本はヤバかったです(笑)。ぜひ、読んでみて下さい(川端)

